

秋田市告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
51064	牛島西三丁目 29号線	牛島西三丁目290番29地先		
		牛島西三丁目290番29地先		

2 縦覧期間

令和4年3月24日から同年4月12日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで